

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公開番号】特開2014-69733(P2014-69733A)

【公開日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-020

【出願番号】特願2012-218269(P2012-218269)

【国際特許分類】

B 6 2 J 23/00 (2006.01)

B 6 2 J 35/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 J 23/00

B 6 2 J 35/00 F

B 6 2 J 23/00 F

B 6 2 J 23/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂製の第1部材(15・55・60)及び第2部材(16・56・61)をクリップ(40・50・70)で連結してなる車両部品の連結構造において、

前記第1部材(15・55・60)及び第2部材(16・56・61)はそれぞれ車両へ締結されるとともに、

前記第1部材は、短辺(27a)と長辺(27b)を有する矩形の貫通穴(27・57・67)を備え、

前記第2部材は、前記貫通穴を貫通するゲート(38・58・68)を備え、このゲートは、前記第2部材の表面から突出する一対の足部(38a・68a)と、これら足部の突出先端部相互を連結した頂部(38b・68b)とからなるコ字状をなし、前記貫通穴を貫通するとき、前記一対の足部(38a・68a)が前記貫通穴の短辺(27a・67a)に沿って配置されるように設けられ、

前記クリップ(40・50・70)は、前記貫通穴(27・57・67)に前記ゲート(38・58・68)を貫通させた状態で、前記貫通穴とゲートに係合して前記第1部材及び第2部材を連結し、

前記第1部材及び第2部材が、それぞれ車両の一部を覆う、第1カウル(15)と第2カウル(16)であり、

前記第1カウル(15)及び第2カウル(16)は、鞍乗り型車両の車体側面に配置されたタンクカウル(14)を構成し、

前記第1カウル(15)と第2カウル(16)とを前後に配置するとともに、

前記クリップ(40)による連結部(14b)を車両上下方向となるように配置し、この連結部(14b)の上方及び下方に前記第1カウル(15)及び第2カウル(16)を車両へ締結するための締結部(22・24・32)を配置するとともに、

前記鞍乗り型車両は、前記タンクカウル(14)の下方において車体フレーム(1)にエンジン(8)を支持し、

このエンジン(8)のシリンダ軸線(CL)が前記貫通穴(27)の長辺(27b)と略平行に配置される

ことを特徴とする車両部品の連結構造。

【請求項2】

前記第1カウル(15)と第2カウル(16)を、それぞれ車両へ締結するとともに、少なくとも一方の締結部(22・24・32)を複数としたことを特徴とする請求項1に記載した車両部品の連結構造。

【請求項3】

前記締結部(22・24・32)は、ねじ締結又は差し込み締結であることを特徴とする請求項3に記載した車両部品の連結構造。

【請求項4】

前記連結部近傍にて前記各第1カウルと第2カウルの合わせ部に形成される合わせライン(14a・69)は直線状部を備え、この直線状部を前記貫通穴27の長辺(27b)と平行に配置したことを特徴とする請求項1、3又は4のいずれかに記載した車両部品の連結構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

さらに請求項2の発明は、上記請求項1において、前記第1カウルと第2カウルは、それぞれ車両へ締結するとともに、少なくとも一方の締結部を複数としたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項3の発明は、上記請求項2において、前記締結部は、ねじ締結又は差し込み締結であることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項6は、上記請求項1から3において、前記連結部近傍に第1カウルと第2カウルの合わせ部に形成される合わせラインは直線状部を備え、この直線状部を前記貫通穴の長辺と平行に配置したことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正7】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正8】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】削除****【補正の内容】****【手続補正9】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0014****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0014】**

請求項1の発明によれば、第1部材と第2部材をそれぞれ車両へ締結したので、連結部へ加わる応力を軽減できる。このため、クリップも小型化できる。

また、ゲートの貫通穴から突出した部分へクリップを差し込むだけで済むので、簡易な連結構造になり、メンテナンス性を良好にする。

また、カウルを前後に分割することで、傷のつきやすいニーグリップ部のみ交換できるようにしつつ、走行風に耐えうるカウル締結構造としながら連結部を良好な位置に配置することができる。

しかも、第1カウルと第2カウルの連結部を車両の上下方向に配置し、この連結部の上方及び下方を車両へ締結することにより、第1カウルと第2カウルの回動をより確実に阻止し、連結部に対する応力をより低減させることができる。

さらに、エンジンの一次振動に対して、貫通穴の長辺を平行に配置したので、エンジンの一次振動をゲートの足部で受けるようにして、クリップによる連結部の摩耗を低減することができ、クリップの交換周期を長くする。

**【手続補正10】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0015****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0015】**

また、第1カウルと第2カウルの連結構造を簡易なものとすることができます、かつカウルを小型化することができる。

**【手続補正11】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0016****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0016】**

請求項2の発明によれば、第1カウルと第2カウルそれぞれの走行風による回動を阻止でき、連結部にかかる応力をさらに小さくして連結部及びカウルの小型化を図ることができる。

**【手続補正12】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0017****【補正方法】変更**

**【補正の内容】****【0017】**

請求項3の発明によれば、締結部をネジ締結又は差し込み締結としたので、第1カウル及び第2カウルの締結を良好とすることができる。

**【手続補正13】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正14】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0019】**

請求項4の発明によれば、合わせラインの直線状部と平行に貫通穴の長手方向を配置することにより、合わせ部における重なり合う等の連結必要部を小さくしてカウルを小型化することができる。

また、カウル外面から連結部を開くような応力がかかった場合でも、連結部のずれを貫通穴の長手方向で受けることで、貫通穴にかかる応力を小さくすることができる。

**【手続補正15】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正16】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正17】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

**【補正の内容】**